

# 著作権と産業財産権 の違いを知る

対象教科：全教科

## 「著作権教育」としての学習内容

### 法の中身を知る

#### 「著作権教育」の学習のねらい

著作権と産業財産権に関する法律の違いを知る。

- 社会で行われている権利の活動と著作権とは違いがあることを理解させる。
- 産業財産権の種類を知る。

#### 生徒の活動

- 法律上の違いを理解する。
- 身の回りにある特許や実用新案，商標などを探してみる。
- 日本の企業が取得している特許数を検索し，海外と比較してみる。

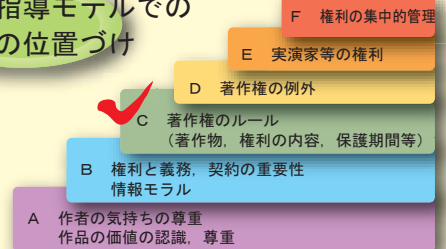
#### 「著作権教育」の指導のポイント

- 産業財産権については，一般に高校ではあまり深入りせず，著作権との対比で解説する。
- 商品パッケージに書かれた実用新案などの文字を探させたり，例示をしたりする。
- 著作権と産業財産権について，財産権という部分での共通性を考えさせる。

#### これだけは！ 押さえない指導内容

- 個人の著作物の権利（著作権）だけではなく，企業活動による工業製品の権利（産業財産権）も法律で守られていることを知る。
- 著作権と産業財産権の両者は異なる権利であるが，財産権という部分では共通性があることを知る。

## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### 具体的な展開例

産業財産権と著作権の違いについて、次のポイントを話し合う。

- 最初から商売を考えた工業的なものを保護する産業財産権と、個人の創作物を保護する著作権の違いがあることを知る。
  - ➔ 「知的財産権」は知的な創作活動から創り出されたものを保護する権利であり、個人の創作的な著作物に対する著作権と企業の工業製品に対する産業財産権に分類されることを理解する。たとえば、商品やパッケージに行われるのは商業デザインであり、個人が行うと芸術作品であることを知る。
- 産業財産権は、特許権（特許法）、実用新案権（実用新案法）、意匠権（意匠法）、商標権（商標法）の4つの権利を意味し、出願（申請、登録など）の手続きにより権利を取得する必要がある。一方、著作権は、産業財産権のような手続きが必要でなく、著作物が創られた時点で自動的に権利を取得する無届方式である。
- 産業財産権の権利期間が6年から20年と短いのに対し、著作権の保護期間は作者の死後50年である。ただし、映画の著作物は公表後70年である。
- 著作権（財産権）と産業財産権どちらも財産権であり、作者や企業の利益を守るという部分では共通である。



### この事例の実践に参考となる教材・資料

(社) 日本音楽著作権協会「著作権と知的財産権」

<http://www.jasrac.or.jp/profile/copyright/index.html>

